

参考資料1

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 大学</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 入学及び卒業等（<u>第四百四十四条―第六十三条</u>）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第十章～第十二章（略）</p> <p>第二十六条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。</p> <p>② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。</p> <p>③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第八章（略）</p> <p>第九章 大学</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 入学、退学、<u>転学、留学、休学及び卒業等</u>（<u>第四百四十四条―第六十三条</u>）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>第十章～第十二章（略）</p> <p>第二十六条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当つては、児童等の心身の発達に應ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。</p> <p>② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。</p> <p>③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。</p>

<p>⑤ 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。</p> <p>第二節 入学及び卒業等 第四百四十四条 削除</p>	<p>④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。</p> <p>⑤ 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を定めなければならない。</p> <p>第二節 入学、退学、転学、留学、留学、休学及び卒業等 第四百四十四条 学生の入学、退学、転学、留学、留学、休学及び卒業は、教授会の議を経て、学長が定める。</p>
--	---

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

⑤ 学長は、学生に対する第二項の退学、停学及び訓告の処分の手続を

④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことが

定めなければならない。

できない。

(新設)

第二節 入学及び卒業等

第二節 入学、退学、転学、留学、留学、休学及び卒業等

第四百四十四条 削除

第四百四十四条 学生の入学、退学、転学、留学、留学、休学及び卒業は、教授

会の議を経て、学長が定める。

改正案	現行
<p>（学長の選考が行われたときの公表事項）</p> <p>第一条の二 法第十二条第八項に規定する文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 法第十二条第二項の規定により学長として選考された者について、学長選考会議が当該者を選考した理由</p> <p>二 学長選考会議における学長の選考の過程</p> <p>2 前項の規定は、法第二十六条において読み替えて準用する法第十二条第八項の規定により大学共同利用機関法人が行う公表について準用する。この場合において、「学長」とあるのは「機構長」と、「学長選考会議」とあるのは「機構長選考会議」と読み替えるものとする。</p> <p>（学部長等の任命）</p> <p>第七条の二 法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法人通則法第二十六条に規定する職員の任命について、学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長の任命を行う場合にあっては、学長又は機構長の定めるところにより行うものとする。</p>	<p>（新設）</p>